

## Campus in Campus パートナー大学 及び 全学対象協定校 海外留学 募集要項 (2023 年秋学期渡航分/2022 年 12 月締切)

筑波大学（以下「本学」という。）との国際交流協定校のうち、Campus in Campus パートナー大学及び全学を対象として学生交流協定を締結している海外の一部の協定校との交換留学を希望する学生は、下記により申請してください。

### <応募に際しての注意事項>

- ・ 募集締切は 2022 年 12 月 5 日（月） 8：30 AM です。  
※それ以降の提出はいかなる理由があろうとも受け付けできません。
- ・ 留学の内定後は、原則として辞退することはできません。ただし、協定校の受入延期やオンライン受講となった場合には、指導教員や連絡調整責任者、現地担当者と調整の上、辞退を認める場合があります。
- ・ 本学学生が海外渡航を行う場合、「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針（学長決定）」において、外務省が発出する危険情報及び感染症危険情報が「レベル 1」以下である必要があります。渡航先の国・地域がレベル 2 以上の場合、特別措置等に定められた手続きでの渡航もしくは取り消し（もしくは延期やオンライン受講）となります。
- ・ 内定後もしくは渡航後であっても、次のような場合は留学中止の勧告を行うことがあります。中止勧告による帰国要請には必ず従ってください。その場合、それまでにかかった費用は自己負担となり、大学からの補償等はありませんのでご了承ください。
  - ▶ 学業不振
  - ▶ 書類提出等の期限を守らない、必要な手続きを行わない、連絡が取れない等、本学学生として協定校へ留学するにふさわしくないとスチューデントサポートセンターが判断した場合
  - ▶ 新型コロナウイルスの感染状況

### 記

#### 1. 応募資格及び条件

応募資格は次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

(1) 留学期間中（2023 年秋学期～）を通して、本学の学群又は大学院の正規課程に在籍する者。

なお、次の者は申請できません。

- ・ 留学期間中、休学となる者。
- ・ ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等を実施する海外の大学との協定書により本学の学生となる外国人留学生。

- ・外国人留学生のうち国費外国人留学生。
- (2) 学業成績が優秀で、人物的に優れている者。
- (3) 留学先大学の指定する要件（語学要件や GPA 等）を満たす者。
- (4) 留学の目的及び計画（授業履修による単位取得等）が明確で、留学による学習効果が期待される者。

## 2. 対象協定校

今回の募集は、ウェブサイト「**【SSC 公募型】 CiC パートナー校及び全学協定校への海外留学の公募**について」に掲載する一覧の協定校に対して実施します。第 3 希望まで応募することができます。

## 3. 採用予定数

CiC パートナー校：上限なし

全学協定校：ウェブサイトに掲載する一覧に記載（主に 1~2 名）

## 4. 応募方法

応募は manaba で行います。

まず、manaba にアクセスし「**筑波大学交換留学 (CiC 等) 申込サイト (xx17168)**」を検索・登録してください。「アンケート」ページから、必要事項を入力し、応募書類一式をアップロードして応募してください。応募書類一式は期日までに全てを揃えて提出するようにしてください。

### <manaba 入力情報>

学類・専攻/学年/国籍・在留資格など/生年月日/Email アドレス/電話番号/第 1~第 3 希望大学/留学希望期間/筑波大学での GPA 及び成績評価係数/語学能力試験/応募書類一式（manaba にて様式を取得し、PDF でアップロードしてください。）

### <応募書類一式>

#### (1) 学習・研究計画書

指定様式の指示に従い、各志望大学の志望理由、留学の目的などを記載してください。指導教員/クラス担任の確認欄については、自筆署名もしくは押印（スキャンによる提出・原本不要）が必要ですが、確認したことがわかるメール画面の添付等にて代用することも可能とします。

#### (2) 語学能力証明書（英語もしくは留学希望協定校が指定する言語）

希望協定校が定める要求スコア（もしくは一覧の「言語要件」欄にある基準）を満たした公的証明書を提出してください。（証明書の有効期限に注意すること。TOEFL/IELTS の有効期限は 2 年間です。）指定された語学試験以外での選考はできません。

#### (3) 本学の成績証明書（英語）※GPA 記載有りのもの

所属支援室等で発行を依頼してください。

GPA が記載されたものを提出してください。

#### (4) 大学院生推薦状（英語）

大学院生として交換留学を希望する方は必ず提出してください。ただし、協定校により、大学院生の受け入れの可否や要件が学類生とは異なる場合があります。大学院生として本募集への応募を希望する方は、必ず事前にスチューデントサポートセンター国際交流支援室まで相談してください。

受入可否を確認いただいた後、研究指導教員と留学計画について相談した上で、留学希望者記入欄（上半分）に必要な事項を記入し、研究指導教員へ研究指導教員記入欄（下半分）の記入を依頼してください。

修士課程・博士課程での研究留学については、決定している留学先の研究指導教員（候補）を記入してください。（留学にあたっては、あらかじめ、自身で研究指導教員（研究室）の受入許可をもらう必要があります。）

※様式は manaba からダウンロードしてください。

※上記書類は必ず1つのPDFファイルにまとめてアップロードしてください。写真（画像データ）等での受付はできません。

### 5. 選考スケジュール、選考方法

#### (1) 応募までの手順

手順	確認事項	時期 (予定)
1 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スチューデントサポートセンター国際交流支援室ウェブサイト等により留学に関する情報収集</li> <li>・募集要項の熟読</li> <li>・希望協定校の検討（提供される授業や寮、生活環境など）</li> <li>・留学相談に参加する</li> <li>・筑波大学での履修計画と留学が両立するかについて、学群・学類のクラス担任（3・4年次以降は指導教員）及びカリキュラム委員の先生と相談する</li> <li>・語学検定試験を受験する</li> </ul>	(目安) 応募開始 1年前
2 希望協定校の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望協定校での語学基準（指定される検定とスコア）をクリアしているか</li> <li>・国籍等による制限がないか</li> <li>・ビザの申請要件（相手国への入国・滞在）に問題はないか</li> <li>・希望協定校の要件を満たしているか</li> <li>・希望協定校の提供授業科目を確認</li> <li>・履修予定の授業が筑波大学で単位互換可能か、支援室及び担当教員等に確認（CiCの場合、科目ジュークボックスから提供科目を確認できます。）</li> </ul>	

3 応募	<ul style="list-style-type: none"> <li>・manaba に登録</li> <li>・必要事項を記入</li> <li>・必要書類を準備、提出</li> </ul>	応募締切 2022.12
4 面接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接試験（第 1～3 希望の留学先のいずれかで英語の要件が求められている場合には、主として英語で面接をします。</li> <li>英語以外の言語の要件が求められている場合には、主として日本語で面接をし、必要とされる場合には該当する言語の運用レベルを別途口頭で確認することがあります。）</li> <li>※書面審査通過者に、面接の場所・日時を個別にメールで連絡します。面接審査にあたって、志望理由書（英文で 600 語程度）を追加で提出いただく場合があります。</li> </ul>	面接時期 2023.1.1 0~20
5 選考結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メールにて、選考結果を通知</li> </ul>	結果通知 2023.2

## (2) 選考基準

応募者の希望協定校を考慮し、以下の選考要素を総合的に判断し、より総合力が高いと判断された学生から選出します。

- ・学業成績（筑波大学での履修計画含む）
- ・語学能力
- ・留学先での学習・研究計画
- ・面接（主として英語で実施しますが、協定校によっては他言語の運用レベルを確認します。）

## 6. 内定者の諸手続きについて

派遣内定者に決まった場合、結果通知の 1 週間以内に内定への返答をお願いします。

その他、留学前・留学中・留学後に諸手続きを行う必要があります。

詳しくはスチューデントサポートセンター国際交流支援室のウェブサイト

(<https://ssc.sec.tsukuba.ac.jp/ssc-top/ies-top/go-abroad-top>) を確認してください。

### <注意点>

- 1) 学内選考通過後、筑波大学から希望協定校へ出願手続き（ノミネーション）が行われますが、ノミネーションの結果、受入可能かどうかは希望協定校が判断しますので、必ず受入れが許可されるものではないことをご了承ください。また、協定校への受入申請（アプリケーション）やビザ取得等、留学に関わるすべての手続きは学生自身の責任で進めるものであることを理解した上で応募してください。
- 2) 協定校により、大学院生の受入れの可否や要件が学類生とは異なる場合があります。大学院生として本募集への応募を希望する方は、事前にスチューデントサポートセンター国際交流支援室まで相談してください。修士課程・博士課程での研究留学については、事前に希望協定校の研究指導教員から

の受入許可が必要な場合が多いため、あらかじめご自身で希望協定校の研究指導教員に打診の上、応募時にその旨をお知らせください。

- 3) 各種奨学金への申請は、応募と同時期に行われるものがありますが、必ずしも全員が受給できるものではありませんので、留学の経費計画には含めずに留学計画を策定してください。
- 4) 新型コロナウイルスの影響により、外務省の発出する海外渡航危険レベルが2以上である国・地域については、海外渡航の特別措置申請が必要となります。海外渡航が許可されるか否かは所属する教育組織の長によって判断されます。特別措置申請の詳細は各所属支援室にお問い合わせください。
- 5) 協定校で履修した授業の単位が筑波大学の単位として認定されるかは、各所属学類等の判断に委ねられます。あらかじめ、履修予定の科目とその互換可能性について、支援室及び担当教員等とよく相談してください。また、CiC パートナー校を含め、全ての協定校留学において、単位認定は自動的に行われません。帰国後の帰国報告と単位認定申請手続きを忘れずに行うようにしてください。
- 6) 筑波大学での履修計画や卒業要件等、事前に指導教員（クラス担任）及びカリキュラム委員の先生等と十分に話し合うようにしてください。応募の前に、必修科目との兼ね合いなど、基本的な履修計画について必ず確認するようにしてください。
- 7) 協定校への交換留学は、留学先の履修科目の条件等を満たすため、2年次以降（3年次以降での留学）の応募を推奨します。

◆問い合わせ◆

スチューデントサポートセンター国際交流支援室

tsukuba\_go\_abroad@un.tsukuba.ac.jp

\*メールでのご連絡にご協力をお願い致します。